

第2回こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
理事長 奥山千鶴子

1. こども誰でも通園制度の制度化に取り組む実施施設や事業における包括的支援の必要性

○こども誰でも通園制度は、すべての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、就労要件を問わずに利用できるものです。長年、主に在宅家庭への支援を行ってきた立場からは、対象となる在宅家庭が遠慮なく（気兼ねなく）安心して制度を活用できるよう、こども誰でも通園制度の制度化に取り組む実施施設や事業が、制度の利用前後のサポートも含め包括的な支援を行いながら子どもの育ちと家庭への支援ができる体制をつくられるよう要望いたします。

○地域子育て支援拠点事業は、週5日以上一日5時間以上実施している地域子育て支援拠点（一般型）6,589か所中、半数の52%が保育所や認定こども園で行われています。また、図1に示す通り、一時預かり事業の実施か所も581か所あります。

図1 地域子育て支援拠点（一般型）6,589か所における、「地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」の実施か所数（令和5年度）こども家庭庁資料より

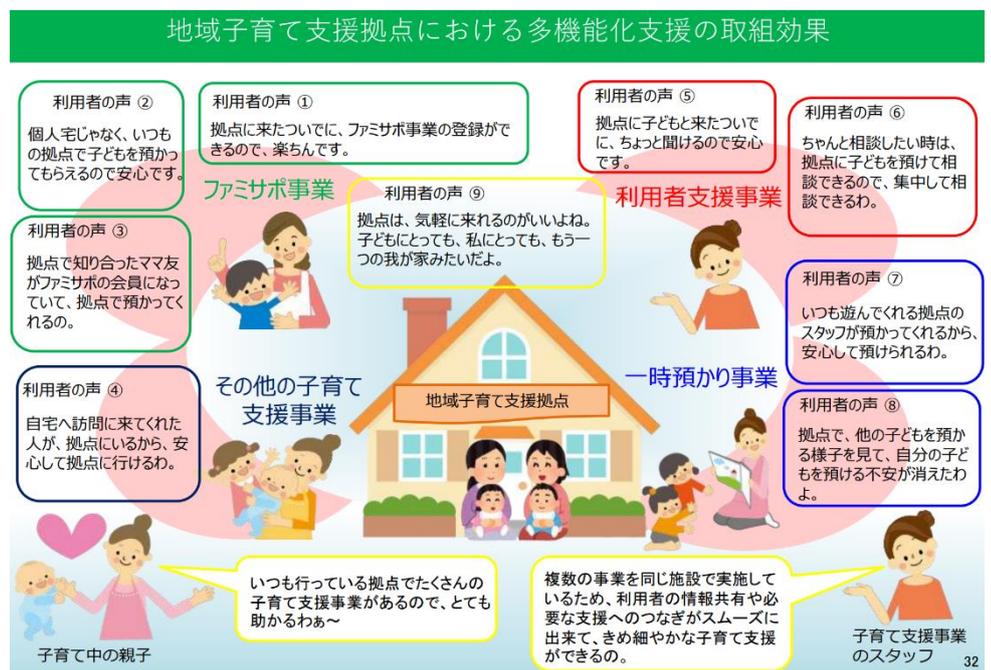
①地域の子育て支援活動の展開を図るための取組		918か所
うち	一時預かり事業	581か所
	放課後児童健全育成事業	178か所
	乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業	113か所
	市町村独自の事業	229か所

○保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業等において、本来事業に加えて、多機能型支援を行うことで、包括的な支援が行えます。

- ・産後から生後6か月未満 地域子育て支援拠点事業利用①親子の交流、②相談、③情報提供、④講座の実施
- ・6か月以降3歳未満 こども誰でも通園制度、地域子育て支援拠点、一時預かり等の併用

図2 地域子育て支援拠点における多機能化支援の取組効果

こども家庭庁資料より



○地域子育て支援拠点事業を利用する第一の理由は、「子どもを遊ばせるため」というものです。少子化できょうだい児も少なく、子ども同士が関わる機会が減っていることが背景にあります。これは、こども誰でも通園制度がこどもの育ちの応援として実施していく趣旨と合致しています。日頃から関係性の高い地域子育て支援拠点の職員から利用を促し、利用後もフォローができる関係性は、子どもや子育て家庭の安心につながります。ぜひ、保育所、認定こども園等においても地域子育て支援拠点等と連携をお願いします。

2. 利用枠、人員配置、設備運営基準等

(1) 利用枠

- ・1か月上限10時間以上の利用枠の拡大については、対象児童の人口、供給体制含め十分試行実施の現状を見極めて実施すべき。体制が整うまでは現実的には一時預かり事業が対応せざるをえないのではないかな。
- ・一時預かりにおいても月48時間未満の定期預かりの利用者もあり、実質こども誰でも通園になっている家庭もある。

(2) 対象施設

施設だけではなく、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所等の明記も必要であるため、対象施設・事業としてください。

(3) 余裕活用について

一時預かりに関してもそうですが、本来保育の定員枠が埋まってしまうと利用ができないということがないよう、年間を通じて一定枠を確保できるようお願いします。余裕があるときにだけ受け入れるというのは、すべての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、就労要件を問わずに利用できるという趣旨にかなっていないと考えます。

(4) 人員配置に関して

有資格者の確保に代わって、保育補助者の養成も重要です。提供体制を整えていくためには研修体制含め充実が求められます。

(5) 安定的な運営確保のための基礎的給付の実現

現状の給付水準では、事業者が安定的に運営するのは厳しいと言わざるを得ません。試行的実施に取り組む市町村の取組等も参考にして、月ぎめの基礎的給付が必要だと考えます。